

令和2年分 相続税の申告事績の概要

令和3年12月
大阪国税局

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は217,485人（前年対比100.6%）でした。

そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は19,470人（同105.5%）で、被相続人数（死亡者数）に占める課税割合とともに過去最高となりました。

また、課税価格の総額は2兆7,352億円（同109.5%）、申告税額の総額は3,678億円（同120.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 216,094	人 217,485	% 100.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 4,719 18,448	人 外 4,740 19,470	% 外 100.4 105.5
③	課税割合 (②/①)		% 8.5	% 9.0	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数		人 40,342	人 42,691	% 105.8
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 2,539 24,980	億円 外 2,564 27,352	% 外 101.0 109.5
⑥	税額		億円 3,060	億円 3,678	% 120.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,380 13,541	万円 外 5,410 14,048	% 外 100.6 103.7
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,659	万円 1,889	% 113.9

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

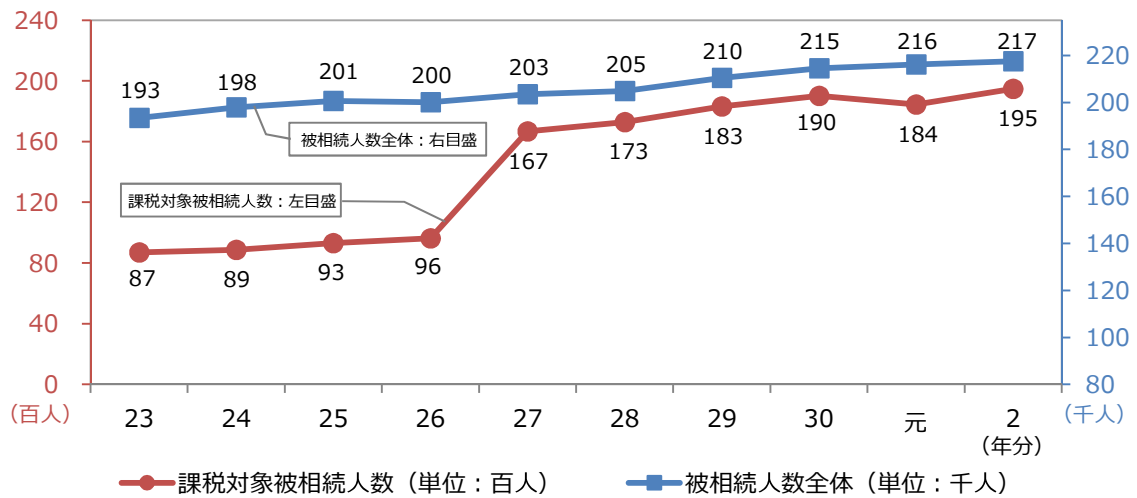
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

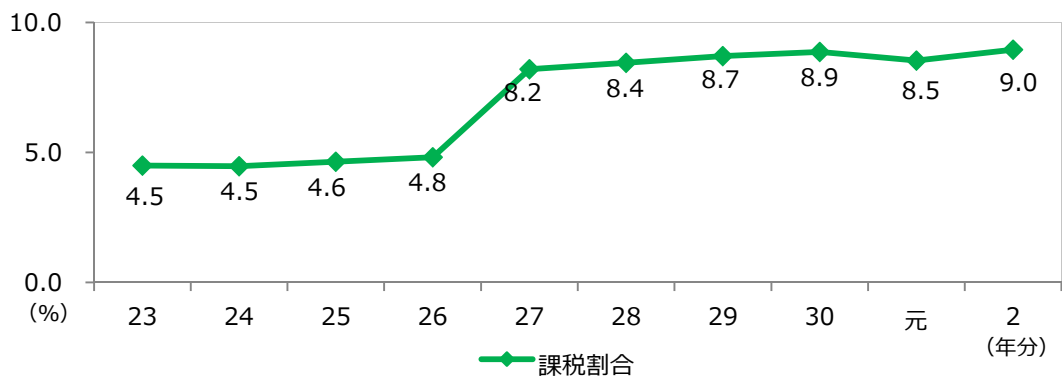
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

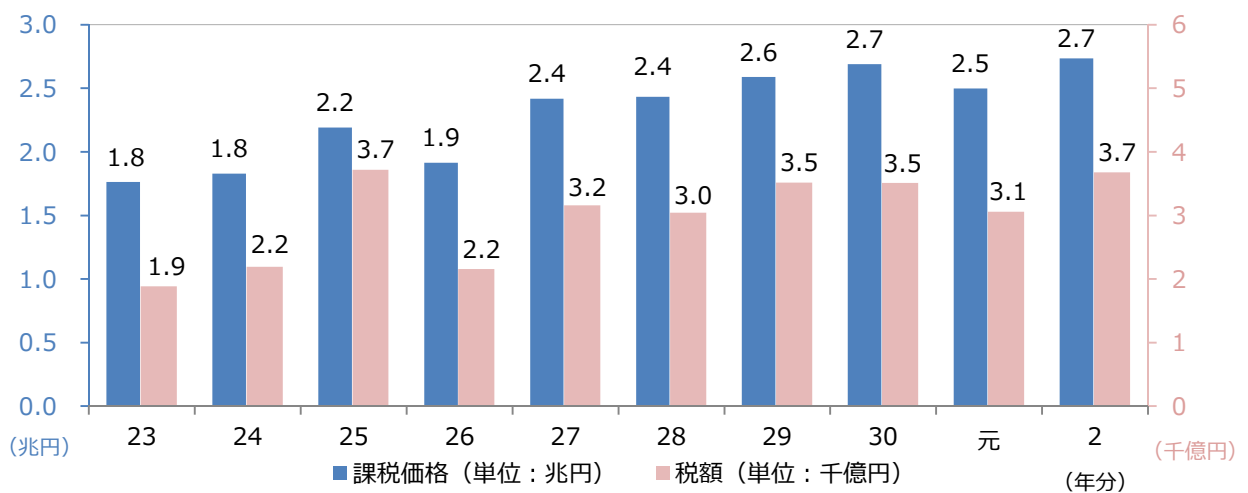
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

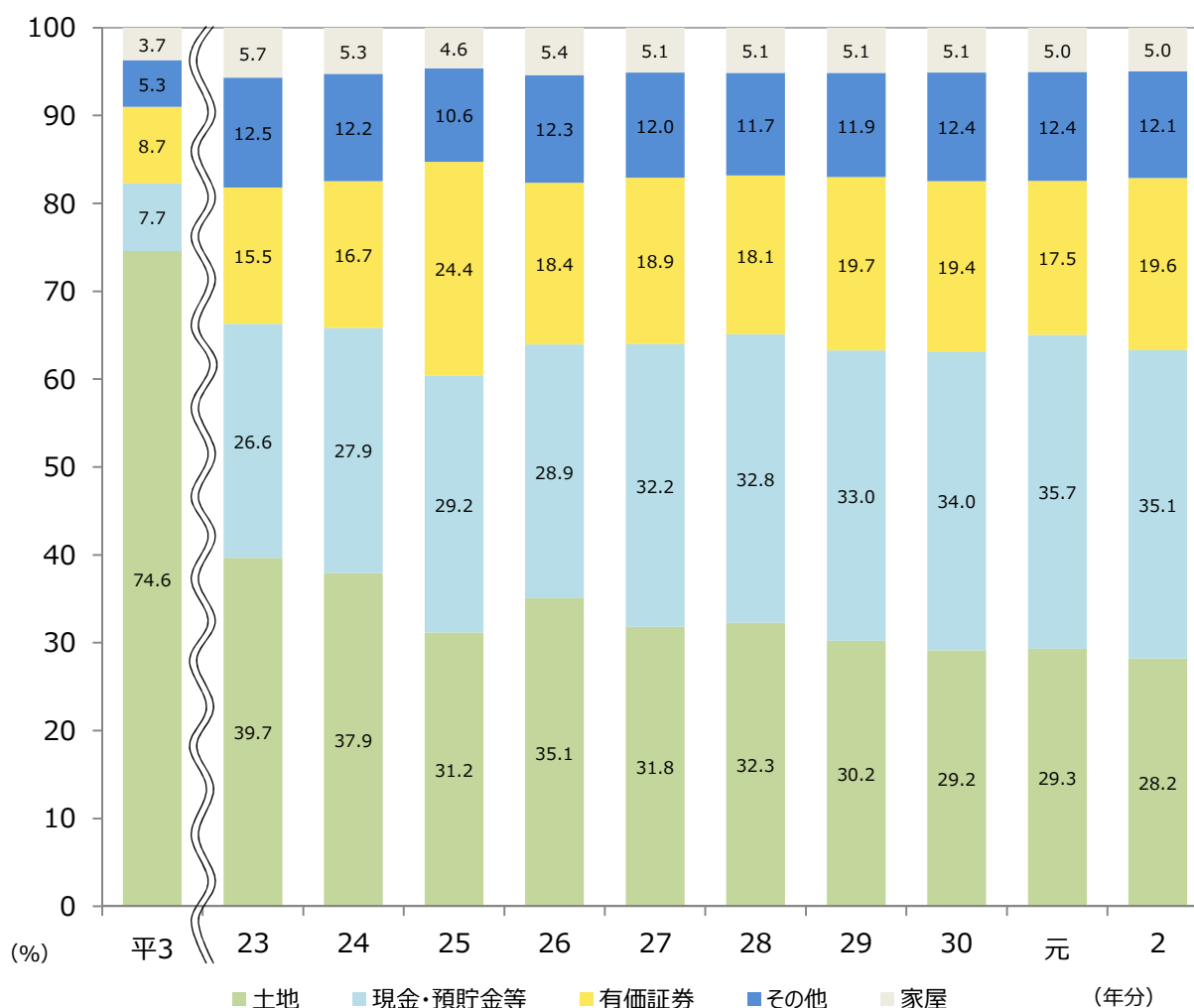
年分 \ 項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	7,556	1,080	2,956	5,071	2,381	19,044
24	7,472	1,037	3,288	5,500	2,405	19,702
25	7,264	1,080	5,680	6,815	2,475	23,314
26	7,202	1,104	3,779	5,931	2,521	20,538
27	8,178	1,310	4,862	8,265	3,074	25,689
28	8,339	1,325	4,667	8,467	3,019	25,818
29	8,314	1,413	5,423	9,085	3,265	27,500
30	8,313	1,452	5,521	9,699	3,532	28,517
令和元年	7,726	1,326	4,625	9,419	3,266	26,363
2	8,093	1,421	5,624	10,064	3,485	28,687

【参考】

平成3年	31,647	1,573	3,693	3,268	2,253	42,434
------	--------	-------	-------	-------	-------	--------

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。